

# 令和8年度 固定資産税（償却資産）申告の手引き

この手引きは、遠賀町内で事業を営んでいる方等が償却資産申告書を作成するためのものです。

償却資産とは、土地や家屋以外の資産で、事業のために利用することができる資産のことです。1月1日現在で固定資産税の対象となる資産を所有している方に申告義務があります。

提出期限

令和8年2月2日（月）

## 1. 提出書類

- ・償却資産申告書 【該当資産を所有しない場合でも、提出が必要です】
- ・種類別明細書（増加資産・全資産用） 【該当資産を所有しない場合は、提出が不要です】
- ・種類別明細書（減少資産用） 【該当資産を所有しない場合は、提出が不要です】
- ・添付書類等（非課税資産、特例適用対象資産を所有する場合等）

※ 税務署に提出された減価償却資産内訳明細書又は固定資産台帳の添付をお願いいたします。

## 2. 申告書の提出・問い合わせ先

〒811-4392 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀 513 番地

遠賀町役場 税務課 課税係

TEL : 093-293-1237 FAX : 093-293-0806

※ 申告書を郵送で提出される方で受付印を押印した控えの返送をご希望するときは、返信用の申告書、返信先等を記入し切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

※ ※ ※ ※ ※ ご 注 意 < だ さ い ※ ※ ※ ※

○該当する資産がない場合は、償却資産申告書の備考欄の「3. 該当資産なし」に○をつけ、申告書のみを提出してください。

○正当な理由がなく申告書を提出しない又は虚偽の申告をされた場合は、罰則の適用があるほか、延滞金を加算して不足税額を追徴させていただくことがあります。

○平成28年度より、申告書に「個人番号（マイナンバー）又は法人番号」欄が新設されています。

個人の方は番号確認資料（マイナンバーカード、通知カード等）及び本人確認資料の添付をお願いいたします。ただし、以前の申告書提出時に個人番号を記載し、前記の資料を提示されているときは、今回分に記載等する必要はありません。

償却資産申告書等の様式は、遠賀町ホームページから印刷できます。



1. 傷却資産とは ..... 1
2. 傷却資産の申告について ..... 2
3. 申告の方法について ..... 3
4. 税額等の算出方法について ..... 4

5. その他の資料等
  - ・償却資産に関するQ&A ..... 6
  - ・マイナンバー記入のお願い ..... 7
  - ・償却資産と家屋の区分表 ..... 8
  - ・償却資産申告書等 記入例

## 1. 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価格が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有しているものも含みます。）をいいます（地方税法第341条第4号）。

例えば、会社や個人で工場や商店等を経営している方、駐車場やアパート等の貸し付けをしている方、農業や漁業を営んでいる方等が、事業のために用いることができる構築物、機械、工具、器具及び備品等が「償却資産」となります。また、土地や家屋と同じように、償却資産には固定資産税が課税されます。

### （1）償却資産の種類

償却資産は、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具及び備品の6種類に区分されています。

償却資産の種類		償却資産の具体例（主なものを例示しています。）
1 構築物	構築物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構、広告塔、プレハブ式事務所、井戸、ビニールハウス等の家屋と区別されるもの、その他土地に定着した土木設備等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、内装・内部造作等、その他建築設備等
2 機械 及び 装置		各種製造設備等の機械、クレーン等建設機械、農業用機械（小型特殊自動車に取り付けるアタッチメントは対象外）、印刷機械、クリーニング設備、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械（0、00～09、000～099のナンバーの大型特殊自動車）、ガソリンスタンド設備、太陽光発電設備等
3 船 舶		一般船舶、作業船、漁船、遊漁船、ボート、水上バイク（ジェットスキー）等
4 航 空 機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車両及び運搬具		自転車、リヤカー、手押し車、動力運搬車、フォークリフト等の建設機械以外の大型特殊自動車（9、90～99、900～999のナンバーの大型特殊自動車）（※）等
6 工 具、器 具 及 び 備 品		測定・検査工具、医療機器、厨房機器、理美容機器、自動販売機、エアコン、家具、カーテン、陳列ケース、広告看板、パソコン、電話機、生物（鑑賞用、興用に供する生物に限る）等

※ 運輸局への登録の有無に関わらず、大型特殊自動車は償却資産の申告対象です。普通自動車、軽自動車や小型特殊自動車等の自動車税又は軽自動車税の課税対象となる資産は償却資産に該当しません。

なお、次の要件を一つでも満たす場合は、大型特殊自動車となります。

- ア 農耕作業用自動車で、最高速度35km/h以上のもの
- イ 農耕作業用自動車以外で、
  - a. 最高速度15km/h以上のもの
  - b. 自動車の長さが4.7mを超えるもの
  - c. 自動車の幅が1.7mを超えるもの
  - d. 自動車の高さが2.8mを超えるもの

### （2）業種別の申告対象となる主な償却資産

業種	償却資産の具体例（主なものを例示しています。）
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作等（賃借人等が施工した場合）、広告塔、ネオンサイン、LAN設備等
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
印刷業	製版機、印刷機、裁断機等
建設業	クレーン、ブルドーザー、ショベル、フォークリフト、大型特殊自動車等（自動車税等の課税対象となるものは除く）
娯楽業	パチンコ台、スロット台、島工事、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボウリング場設備等
飲食業	厨房機器、椅子、テーブル、冷蔵庫、冷凍庫、カラオケ機器等
小売業	陳列棚、陳列ケース、冷蔵庫、冷凍庫等
理容・美容業	理容・美容用洗面設備、理容・美容用椅子、消毒殺菌機、サインポール等
医業	レントゲン装置、手術機器、歯科医療ユニット、スコープ、その他医療用機器等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
不動産賃貸業	受変電設備、発電設備、蓄電池設備、中央監視施設、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の路面舗装等
駐車場経営	機械式駐車場設備、ターンテーブル、路面舗装等
ガソリンスタンド	ガソリン計量器、地下タンク、防壁、洗車機、独立キャノピー等
ホテル・旅館	ベッド・家具・テレビ等の客室設備、厨房機器、洗濯機、カラオケ機器、放送設備、家具調度品、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の路面舗装等

### (3) 償却資産と家屋の区分

事業用家屋には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の「家屋と一体となり家屋の効用を高める設備」、「独立した機器としての性質が強い設備」や「特定の生産又は業務の用に供される設備」等の「建物附属設備」が取り付けられています。固定資産税においては、これらの建物附属設備を家屋又は償却資産に区分して評価します。

また、事業用家屋の所有者と建物附属設備の所有者が同じ場合又は事業用家屋の所有者と建物附属設備の所有者が異なる場合（テナント、賃貸借等）かにより、建物附属設備が申告の対象か対象外か、申告しなければならない方が所有者か使用者かが異なります。「償却資産と家屋の区分表」を添付していますのでご確認ください。

ア 所有者が同じとき

- ・所有者が申告する必要があります。

イ 所有者が異なるとき

- ・事業用家屋の所有者（テナント、賃貸借等）が取り付けた建物附属設備については、事業用家屋の所有者が申告する必要があります。
- ・建物附属設備の所有者が取り付けた建物附属設備については、建物附属設備の所有者が申告する必要があります。

## 2. 償却資産の申告について

### (1) 申告が必要な方

1月1日現在、遠賀町内に資産を所有している法人や個人の方です。また、次に掲げる方も申告が必要です。

ア 他の方に資産を賃貸している方

イ 所有権が売主に留保されている資産を所有している買主の方（割賦販売の場合）

ウ 所有者がわからない資産を使用している方

エ 共有で資産を所有している方

オ 「所有権移転外ファイナンス・リース取引」に該当するリース資産を所有している方（原則として、リース会社が申告者です。）

ただし、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、取得価格が20万円未満の資産は、申告の対象外です。

カ 内装や造作、建築設備等を取りつけた賃借人等の方（テナントの場合）（地方税法第343条9項）

### (2) 申告が必要な償却資産

「1. 償却資産とは」に記載した資産が申告の対象です。

また、1月1日現在、事業の用に供することができる状態ならば、次に掲げる資産も申告の対象です。申告漏れとなることが多いのでご注意ください。

ア 償却済資産（耐用年数が経過している場合）

イ 簿外資産

ウ 建設仮勘定で経理されている資産（一部完成し、事業の用に供している場合）

エ 遊休又は未稼働の資産

オ 福利厚生の用に供する資産

カ 固定資産に関する帳簿等に計上されている資産（使用可能な期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の場合）

キ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしている資産

ク 改良費（資本的支出の場合は、新たな資産の取得とみなし、本体とは区別して取り扱います。）

### (3) 申告の必要がない資産

次に掲げる資産は、申告の対象外です。

ア 自動車税又は軽自動車税（種別割）の課税対象となるべき資産

（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車等）

イ 無形固定資産（鉱業権、漁業権、特許権、営業権、ソフトウェア等）

ウ 繰延資産（創設費、開業費、開発費等）

エ 税務会計上3年で一括償却している、取得価額が20万円未満の資産

オ 税務会計上固定資産として計上していない、耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産

（一時に損金算入している場合）

#### (4) 申告内容の確認調査

申告の内容が適正かを確認するため、地方税法353条及び408条に基づく資料提供の依頼、問い合わせや実地調査を行っていますので、その際はご協力をお願いします。

また、地方税法354条の2に基づく所得税又は法人税に関する書類を閲覧させていただくことがあります。この調査により、修正申告や追加申告等をお願いすることがあります。その際は、地方税法第17条の5第5項に基づき該当資産の取得年月に遡り（原則として最大5年度）課税額を更正しますので、あらかじめご了承ください。

### 3. 申告の方法について

#### (1) 提出が必要な書類

申告内容 (前年1月2日～本年1月1日)	償却資産申告書	種類別明細書 (増加資産・全資産用)	種類別明細書 (減少資産用)
①はじめて申告する場合	備考欄の「1. 資産の増減あり」に○をつけて提出	全資産を記入し提出	提出不要
②増加がある場合	備考欄の「1. 資産の増減あり」に○をつけて提出	増加資産を記入し提出	提出不要
③減少がある場合	備考欄の「1. 資産の増減あり」に○をつけて提出	提出不要	減少資産を記入し提出
④増減がない場合	備考欄の「2. 資産の増減なし」に○をつけて提出	提出不要	提出不要
⑤該当する資産がない場合	備考欄の「3. 該当資産なし」に○をつけて提出	提出不要	提出不要
⑥廃業、名称変更等の異動があった場合	備考欄の「異動日」を記入し、該当する理由に○をつけて提出	提出不要	提出不要

※ 税務署に提出された減価償却資産内訳明細書又は固定資産台帳の添付をお願いいたします。

※ 住所や社名等の変更があった場合は、備考欄に変更前の住所、社名等を記入してください。

※ eLTAX（地方税ポータルシステム）で電子申告される場合も、種類別明細書をご提出ください。

#### (2) 国税（法人税・所得税）との比較

##### ア 取り扱いの主な違い

項目	国税（法人税・所得税）	固定資産税（償却資産）
償却計算の基準日	決算期（事業年度）	1月1日（賦課期日）
減価償却の方法	定額法、定率法の選択制	定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳の制度	認められます	認められません（※）
特別償却・割増償却	認められます	認められません
増加償却、陳腐化償却（耐用年数の短縮）	認められます	認められます
評価額の最低限度	1円（備忘価額）	取得価額の100分の5
改良費（資本的支出）	原則、区分評価 (平成19年3月31日以前は、合算評価)	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)

※ 固定資産税（償却資産）においては圧縮記帳の制度は認められておりません。補助金等を活用して取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額で申告してください。

#### イ 少額資産の取り扱いについて

固定資産税（償却資産）			
取得価格	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満
国税（法人税・所得税）			
使用可能期間が1年未満又は取得価格が10万円未満の資産のうち、一時に 損金算入した資産（※1）	申告対象外		
取得価格20万円未満の資産のうち、3年間で一括償却した資産（※2）		申告対象外	
租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産（※3）			申告対象
個別に減価償却した資産			申告対象

※1 法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条

※2 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

※3 中小企業特例の適用対象は、平成15年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産です（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）。ただし、取得価格が10万円未満の場合の摘要対象は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産です。

#### （3）取得価額と耐用年数

取得価額とは「資産を取得するために支出した金額」をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、関税等の費用を含みます。

取得価額の算出方法は、法人税又は所得税の取扱いと同じです。耐用年数は、法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。

ア 法定耐用年数……………減価償却資産の耐用年数に関する省令別表による耐用年数  
(通常は、この耐用年数により申告してください。)

イ 中古見積耐用年数…………耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数

ウ 短縮耐用年数…………法人税法又は所得税法の規定により、その耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときの耐用年数（この場合は、国税局長の承認通知書の写しを添付してください。）

#### （4）課税標準の特例

地方税法第349条の3、同法附則第15条に規定する一定の要件を備えた資産は、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます（先端設備等に係る課税標準額の特例等）。該当する資産を所有している方は、種類別明細書の摘要欄にその旨を記載し、特例適用申請書（添付書類を含む）を提出してください。

#### （5）納期限

5月、7月、12月、2月のそれぞれの末日（12月は25日）が納期限です。

納期限が土日祝祭日の場合は、翌営業日が納期限になります。ただし、過年度分の納期は1回のみです。

### 4. 税額等の算出方法について

#### （1）評価額の算出方法

申告された資産について、それぞれ1件毎に、取得時期、取得価額、耐用年数により1月1日現在の評価額を算出します。なお、評価額が取得価額の5%を下回るときは、取得価額の5%の額が評価額となります。

ア 前年中に取得した場合（取得初年度は、半年償却で算出します。）

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times (1 - \text{耐用年数に応じた減価率} / 2)$$

イ 前年前に取得した場合

$$\text{評価額} = \text{前年度の評価額} \times (1 - \text{耐用年数に応じた減価率})$$

#### （2）課税標準額の算出方法

申告された資産の評価額を合算した額が課税標準額（1,000円未満切り捨て）となります。

課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を合算し課税標準額を算出します。

### (3) 税額の算出方法

課税標準額の1,000円未満を切り捨て、1.4%の税率を乗じて得た額の100円未満を切り捨てた額が税額です。

なお、課税標準額の合計が150万円未満のときは、免税点未満となり課税されません。

### (4) 税額の計算例

舗装路面（取得価額 5,000,000円、取得時期 令和2年2月、耐用年数 10年）と看板（取得価額 1,000,000円、取得時期 令和2年2月、耐用年数 3年）を取得したときの計算例は次のとおりです。

【令和8年度手引書作成時点】				評価額	課税標準額 (評価額を合算し 1,000円未満切捨)	税率	税額 (100円未満切捨)
R3	舗装	5,000,000	×	0.897	=	4,485,000	5,217,000
	看板	1,000,000	×	0.732	=	732,000	
R4	舗装	4,485,000	×	0.794	=	3,561,090	3,900,000
	看板	732,000	×	0.464	=	339,648	
R5	舗装	3,561,090	×	0.794	=	2,827,505	2,985,000
	看板	339,648	×	0.464	=	157,596	
R6	舗装	2,827,505	×	0.794	=	2,245,038	2,318,000
	看板	157,596	×	0.464	=	73,124	
R7	舗装	2,245,038	×	0.794	=	1,782,560	1,832,000
	看板	73,124	×	0.464	=	50,000 <del>33,929</del>	
R8	舗装	1,782,560	×	0.794	=	1,415,352	1,465,000
	看板	33,929	×	0.464	=	50,000 <del>15,743</del>	

※ 看板は令和5年度中に耐用年数を経過しますが、事業の用に供しているときは申告の対象です。

※ 看板は令和7年度以降の課税標準額が取得価額の5%より小さくなるので、令和7年度以降は取得価格の5%（50,000円）が評価額となります。

### [減価率・減価残存率表]

耐用年数	減価率 (r)	減価率・減価残存率	
		前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)
2	0.684	0.658	0.316
3	0.536	0.732	0.464
4	0.438	0.781	0.562
5	0.369	0.815	0.631
6	0.319	0.840	0.681
7	0.280	0.860	0.720
8	0.250	0.875	0.750
9	0.226	0.887	0.774
10	0.206	0.897	0.794
11	0.189	0.905	0.811
12	0.175	0.912	0.825
13	0.162	0.919	0.838
14	0.152	0.924	0.848

耐用年数	減価率 (r)	減価率・減価残存率	
		前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)
15	0.142	0.929	0.858
16	0.134	0.933	0.866
17	0.127	0.936	0.873
18	0.120	0.940	0.880
19	0.114	0.943	0.886
20	0.109	0.945	0.891
21	0.104	0.948	0.896
22	0.099	0.950	0.901
23	0.095	0.952	0.905
24	0.092	0.954	0.908
25	0.088	0.956	0.912
26	0.085	0.957	0.915
27	0.082	0.959	0.918

耐用年数	減価率 (r)	減価率・減価残存率	
		前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)
28	0.079	0.960	0.921
29	0.076	0.962	0.924
30	0.074	0.963	0.926
31	0.072	0.964	0.928
32	0.069	0.965	0.931
33	0.067	0.966	0.933
34	0.066	0.967	0.934
35	0.064	0.968	0.936
36	0.062	0.969	0.938
37	0.060	0.970	0.940
38	0.059	0.970	0.941
39	0.057	0.971	0.943
40	0.056	0.972	0.944

## 〈償却資産に関するQ&A〉

Q1. なぜ申告をしなければいけないのですか？

A1. 地方税法383条の規定により、所有者が毎年1月1日現在（＝賦課期日）に所有している資産を申告する義務があるためです。

Q2. アパートを所有し、賃貸業を行っています。申告が必要ですか？

A2. 必要です。家屋に含まれないルームエアコン、敷地内のアスファルト舗装等が申告の対象です。

Q3. 駐車場を所有し、賃貸業を行っています。申告が必要ですか？

A3. 必要です。駐車場のアスファルト舗装（車止めや白線を含む）、周囲のネットフェンス、外灯、植栽等が申告の対象です。

Q4. 店舗等を借りて事業を行っています。申告が必要ですか？

A4. 必要です。借りている方が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産（建物附属設備）の申告が必要です。

Q5. 確定申告をしています。確定申告とは別に申告が必要ですか？

A5. 必要です。確定申告（所得税）や町県民税申告（住民税）は所得に関する申告ですが、償却資産申告は「固定資産税」に関するものなので別途申告をお願いします。

Q6. 耐用年数を過ぎた古い資産があります。申告が必要ですか？

A6. 必要です。耐用年数を経過した資産であっても、事業の用に供されているときは申告の対象です。

また、固定資産税においての評価額の最低限度は、取得価格の5%です。

Q7. 使用していない資産があります。申告が必要ですか？

A7. 必要です。使用していなくても、使用できる状態（未稼働資産や遊休資産）であれば申告の対象です。

Q8. 昨年に比べ、資産の内容に変更がありません。申告が必要ですか？

A8. 必要です。増減がない場合は、申告書右下の備考欄の「2.資産の増減なし」を○で囲み、申告書を提出してください。

Q9. 廃業、清算結了しました。申告が必要ですか？

A9. 必要です。廃業、清算結了した旨の申告をお願いします。申告書右下の備考欄「1.廃業、解散等」を○で囲み、異動日を記入し、申告書を提出してください。

Q10. 申告をもらしていた場合は、どのようにしたらよいですか？

A10. 「種類別明細書」に資産名称等を記入し、摘要欄に「申告もれ」と記入し、「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」の「前年前に取得したもの（イ）」の取得価格を修正して申告書を提出してください。

Q11. 儻却資産の固定資産税がかからないことがあると聞きました。どのような場合ですか？

A11. 課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合、課税標準額の合計が150万円未満の場合は、ただし、固定資産税がかからない場合でも、申告は必要です。

Q12. 所有者が死亡したことにより相続しました。どのように申告すればよいですか？

A12. 住所、名前欄を新所有者のものに書き換え、申告書右下の備考欄に「○月○日旧所有者死亡のため、新所有者相続」と記入し、申告書を提出してください。

Q13. パソコンで申告ができますか？

A13. できます。e-LTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告がご利用いただけます。

Q14. 耐用年数がわかりません。どうすればよいですか？

A14. 「法定耐用年数」が財務省令で定められていますので、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表をご確認ください。インターネットで「減価償却資産の耐用年数」等と検索し、耐用年数を確認してください。

償却資産の申告書には

## マイナンバー（個人番号・法人番号）の記入をお願いします

### 1. マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

申告書の記入例をご参照いただき、個人の場合は 12 衔の個人番号を、法人の場合は 13 衔の法人番号を右詰めで記載してください。

ただし、既にマイナンバーを記載した申告書と添付書類を提出したときは、今回記載いただく必要はありません。

### 2. 本人確認資料の添付について（個人事業者のみ）

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合は、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施いたします。

#### ★本人が申告書を提出する場合★

	番号確認資料	身元確認資料
窓口又は郵送提出	<ul style="list-style-type: none"><li>●個人番号カード（裏面）</li><li>●通知カード</li><li>●住民票（個人番号が記載されたもの）等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●個人番号カード（表面）</li><li>●運転免許証等の顔写真の入った公的証明書</li></ul>
電子申告	<ul style="list-style-type: none"><li>●電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認資料の添付は不要です。</li></ul>	

※ 番号確認資料、身元確認資料をそれぞれ1種類ずつ添付してください。

#### ★代理人（税理士等）が申告書を提出する場合★

	番号確認資料	身元確認資料	代理権確認資料
窓口又は郵送提出	<ul style="list-style-type: none"><li>●申告者の個人番号カード（裏面）</li><li>●申告者の通知カード</li><li>●申告者の住民票（個人番号が記載されたもの）等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●代理人の個人番号カード（表面）</li><li>●代理人の運転免許証等の顔写真の入った公的証明書</li><li>●代理人の税理士証票等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●税務代理権限証書</li><li>●委任状 等</li></ul>
電子申告	<ul style="list-style-type: none"><li>●電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認資料の添付は不要です。</li></ul>		

※ 番号確認資料、身元確認資料、代理権確認資料の原本をそれぞれ1種類ずつ添付してください。

### 3. その他

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の趣旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力をお願いいたします。

## 〈償却資産と家屋の区分表〉

この表は「建物附属設備の設備内容」、「事業用家屋が自己所有かテナント等か」、「該当資産が家屋に該当するか償却資産に該当するか」を例示したものです。

### ・◎は償却資産に該当するもので、申告の対象です。

- ・○は家屋に該当するもので、申告の対象外です。
- ・事業用家屋が自己所有の場合は、事業用家屋の所有者が申告をする必要があります。
- ・事業用家屋がテナント等の場合は、建物附属設備の所有者（※設置者）が申告をする必要があります。

※ 一般的な施工状況のものを想定し作成しています。各種事業等により、この表の考え方と異なる場合がありますので、ご不明な点はお問い合わせください。

種類	分類	設備等の内容	事業所用家屋が	
			自己所有の場合 家屋	テナント等の場合 家屋
建築工事	内装、造作等	床、壁及び天井仕上、店舗造作等工事一式 等	○	◎
電気設備	動力配線設備	特定の生産又は業務用の設備一式		◎
		上記以外の設備 等	○	◎
	電力引込工事	設備一式		◎
	中央監視設備	監視制御盤、センサー 等		◎
		配管及び配線 等	○	◎
	受変電設備（キューピット）	変圧器並びに付属する配管及び配線一式、受電盤、蓄電器、配電盤、工業用変送電施設 等		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備 等		◎
	太陽光発電設備 (事業用、売電用のもの)	太陽電池パネル、パワーコンディショナー、配線、架台 等		◎
		屋根材と一体型となるソーラーパネル	○	◎
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外照明設備、非常用照明器具、ネオン、スポットライト 等		◎
		屋内照明設備 等	○	◎
	電話設備	電話機、交換機、電源装置、携帯電話 等		◎
		配管及び配線 等	○	◎
	盜難非常通報装置	設備一式		◎
	インターホン設備	集合玄関機、親機及び子機 等	○	◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ、出力制御盤 等		◎
		配管及び配線 等	○	◎
衛生設備	監視カメラ	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置 等		◎
	(ITV) 設備	配管及び配線 等	○	◎
	ナースコール設備	設備一式	○	◎
	LAN設備	LANボード、サーバー、ルーター、ケーブル 等		◎
	給水設備	屋外設備、引込工事、濾過装置、給水塔、特定の生産又は業務用の設備一式 等		◎
		上記以外の設備	○	◎
	排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用の設備一式 等		◎
		屋内の配管、高架水槽、受水槽、ポンプ 等	○	◎
	中央給湯設備	ソーラー式吸熱器、屋外配管 等		◎
		上記以外の設備	○	◎
	局所給湯設備	貯湯槽、電気温水器、湯沸器等 等		◎
		屋内の配管 等	○	◎
	水源	井戸、屋外設備 等		◎
	衛生器具設備	タオル掛け、化粧鏡、姿見、ハンドドライヤー、ペビーシート、ベビーチェア、多目的シート、温水洗浄便座（容易に取付ができるもの） 等		◎
		ユニットバス、システムキッチン、洗面化粧台、浴室乾燥機、温水洗浄便座(一体型のもの) 等	○	◎
	浄化槽設備	し尿浄化槽設備一式	○	◎

	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用の設備一式 等	○	◎	◎
		屋内の配管、バルブ 等		○	◎
空調設備	空調設備	壁掛型ルームエアコン、特定の生産又は業務用の設備一式 等	○	◎	◎
		上記以外の設備	○	○	◎
	換気設備	特定の生産又は業務用の設備一式	○	◎	◎
防災設備	上記以外の設備	上記以外の設備	○	○	◎
		クリーブルーム設備	空調净化システム設備一式	○	◎
	火災報知設備	屋外設備 等	○	◎	◎
防災設備	避雷設備	自動火災報知設備、配管及び配線 等	○	○	◎
		設備一式	○	○	◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース、ガスボンベ、屋外消火栓設備 等	○	◎	◎
運搬設備	免震・制振設備	上記以外の設備	○	○	◎
		屋上等に設置された振り子装置 等	○	◎	◎
		上記以外の設備	○	○	◎
運搬設備	昇降設備	工場用リフト 等	○	◎	◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェーター） 等	○	○	◎
	垂直搬送設備	垂直搬送機 等	○	◎	◎
運搬設備	製品搬送設備	上記以外の設備	○	○	◎
		工場用ベルトコンベア、ループシステム設備 等	○	◎	◎
		上記以外の設備	○	○	◎
その他の設備	洗濯設備	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機 等	○	◎	◎
	厨房設備	顧客の求めに応じる事業用厨房設備（飲食店、ホテル、百貨店、社員食堂等）、調理器具、食器	○	○	◎
		洗浄器、製氷機、温蔵庫 等	○	◎	◎
		事業用以外のシステムキッチン	○	○	◎
	医療機器設備	ガス設備、吸引設備、滅菌水製造設備、真空ポンプ、消毒設備、手術設備、その他医療用機器及び医療用設備 等	○	◎	◎
	自動車管制装置	感知器、表示灯、配管及び配線 等	○	○	◎
	駐車場設備	自走式駐車場（簡易な組立式のもの）、垂直循環式駐車場、エレベータースライド式駐車場、ターンテーブル、駐車券発行機、駐車料金精算機、カーゲート、フラッパーゲート 等	○	◎	◎
		自走式駐車場（鉄筋コンクリート造等の建造物）、機械式駐車場の屋根・外壁・基礎 等	○	○	◎
	駐輪場設備	駐輪ラック、サイクルコンベア 等	○	◎	◎
	広告塔・看板	広告塔、看板、ネオンサイン、文字看板、袖看板、案内板 等	○	◎	◎
	カーテン	カーテン、ブラインド、ロールスクリーン 等	○	◎	◎
		カーテンボックス、ブラインドボックス 等	○	○	◎
	外構工事	舗装路面、門、塀、庭園、植栽、散水設備 等	○	◎	◎
	キャノピー (ガーリンガード等)	家屋と構造上一体になつてないもの	○	◎	◎
		家屋と構造上一体になつているもの	○	○	◎
	ゴルフ練習場	打席部分に屋根はあるが、周壁がないもの	○	◎	◎
		打席部分に屋根があり周壁に囲まれているが、打球の飛ぶ方向のみ開放されているもの	○	○	◎
	温室、ビニールハウス	基礎等を有さず、恒久的でないもの（屋根及び周壁がビニールフィルム等のもの）	○	◎	◎
		基礎等を有し、屋根及び周壁に該当する部分が恒久的なもの（屋根及び周壁が合成樹脂板やガラス板等のもの）	○	○	◎
	その他の設備	舞台幕、緞帳、劇場スクリーン、簡易可動間仕切、家具、ろ過装置、ばつき槽、ごみ処理機、脱臭装置、POSシステム、掲示板、ウッドデッキ、ガスタンク、石油タンク、アーケード 等	○	◎	◎